

香川県職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第38号

香川県職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県職員互助会設置規則（昭和38年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、規約の定めるところにより毎月給料（俸給）<u>又は報酬</u>の支給を受ける際に掛金を会に納入しなければならない。</p>	<p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、規約の定めるところにより毎月給料（俸給）の支給を受ける際に掛金を会に納入しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。